

仕 様 書

第 1 業務名

アントレプレナーシップ教育プログラム業務

第 2 業務目的

堺市では、基本計画 2025 の重点戦略「人や企業を惹きつける都市魅力」において、施策として成長産業や新事業を生み出すイノベーションの創出を掲げ、市内中小企業や起業家が新たな事業に挑戦しやすい環境を整備し、ICT や健康・医療、環境、エネルギー分野等での社会課題解決や新たな価値を提供する取組や事業の育成と成長をサポートすることにより、地域経済の持続的な好循環を生み出す取組を進めている。

イノベーションの創出により地域経済の持続的な好循環を実現するためには、次代の社会を担う子どもたちの将来の働き方の選択肢に「起業」が加わるなど、アントレプレナーシップ（起業家精神）を醸成し、新しい取組に積極的に挑戦する人材の育成が重要である。

本業務は、子どもたちが将来主体的に社会に関わるきっかけとして、起業など様々な選択肢への気づきを与え、また子どもたちが将来働くにあたり必要となる企画力や論理的思考力、表現力を育み、さらにはリーダーシップやコミュニケーション能力等非認知能力への気づきや学びの機会を提供することを目的とする。

第 3 履行場所

さかい新事業創造センターほか

第 4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 5 参加対象

堺市内在住の小学 5 年生～中学 3 年生

第 6 業務内容

(1) プログラムの周知及び参加者の募集・受付

アントレプレナーシップ教育プログラムの実施にあたり下記のとおり周知を行い、また参加者の募集と受付を行うこと。

なお、参加希望者からの問い合わせへの対応は発注者が行うものとする。

○プログラムを周知するチラシを以下のとおり作成すること。なお、作成にあつ

ては少なくとも2回の校正の機会を設けること。

○チラシには少なくとも以下の事項を含む内容とすること。

- ・対象者、実施日や会場等の開催概要
- ・参加申込フォームの案内（二次元コード等を掲載すること）及び申込締切日
- ・プログラムの概要
- ・問い合わせ先
- ・プログラム参加者の年齢等に照らし、興味を引くデザインにすること。

（紙媒体）

- ・フルカラー、A4 上質紙両面印刷で作成し、プログラム実施の約1カ月前までに発注者へ880部納品すること。
- ・作成したチラシは、発注者が市内小中学校及び図書館等の対象者が利用する施設に配架するものとする。

（電子媒体）

- ・発注者への納品はPDF形式で行うこと。

○受注者は、遅くともプログラム実施の1か月前と2週間前にそれぞれ1回以上、受注者のホームページ、SNS や人的ネットワークなどでプログラムの広報を行うこと。

○発注者と協議の上、以下のとおりプログラム参加者の募集及び受付を行うこと。

- ・募集期間は少なくとも1カ月以上設けるものとする。
- ・オンラインで申し込み可能な応募フォームを作成すること。
- ・参加者の受付にあたっては、少なくとも下記の項目を取得すること。

（ア）氏名

（イ）学校名及び学年

（ウ）連絡先

（エ）プログラム参加を決めたきっかけ

（オ）プログラムを知ったきっかけ（市の広報紙、知人からの紹介など）

- ・募集期間中は発注者へ週に1回程度申込状況の報告を行うこと。

（2）プログラム実施

○プログラムは30名程度を対象に1回実施すること。2日間にわたるものも可とする。また、計8～16時間程度、1日最大8時間までのプログラムとすること。

○参加者は、募集終了後に発注者と協議の上決定する。

○プログラムは以下の事項を含む内容とすること。

- ・1グループ5～6人程度のグループワークとする。
- ・参加者が解決したい地域課題・社会課題を提案し、解決のためのアイデアや方法を考え、資金調達方法等の実現可能性も一定程度考慮した簡易な事業計画

を作成し発表する。

- ・参加者の年齢層を考慮の上、楽しみながら主体性をもって取り組めるような工夫を行うこと。
- ・プログラム全体を通して、以下の能力等の育成が見込まれるような内容とすること。

- ① アントレプレナーシップ
- ② 論理的思考力、企画力や表現力
- ③ コミュニケーション能力やリーダーシップ

○プログラム当日は、進行担当者のほか、参加者のサポートを行うスタッフを1～2グループに1人程度配置すること。当該スタッフは、参加者同士のコミュニケーションを促す、発言しやすい環境を作る、説明内容の理解の支援を行うなど、参加者が主体的にプログラムを進められるように助言等を行うものとする。

○会場はさかい新事業創造センター（堺市北区長曾根町 130 番地 42）多目的会議室を基本とする。会場の確保は発注者において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者の希望により他の施設で開催する場合は、当該施設及び備品等の利用にかかる一切の費用を受注者の負担とする。

※参考 さかい新事業創造センター多目的会議室 備品

- ・スクリーン 1 面
- ・プロジェクター 1 台
- ・マイク（有線 2 本・ワイヤレス 2 本）
- ・会議用机 10 脚
- ・会議用椅子 120 脚

○プログラム終了後、自らの事業アイデアを実現したい意欲のある参加者に対し、事業計画作成を支援する追加プログラムを2回以上実施すること。

○追加プログラム終了後、参加者が作成した事業計画を発表する成果共有ミーティングを行うこと。ミーティングは原則オンラインで行うこととするが、プログラム参加者が希望する場合はさかい新事業創造センターにて実施する。なおその場合、会場手配は発注者が行い、受注者の業務及び費用の負担は求めない。

（3）アンケートの実施

○事業の効果検証に向け、参加者に対しアンケートを実施すること。なお、アンケートはプログラムの当日に事前、事後に分けて行うものとし、プログラム実施による効果を測定できるものとする。

○アンケートの内容は、発注者と協議して決定するものとする。

○アンケートの実施方法は入力フォームを作成し示すなど原則オンラインによるものとするが、参加者の状況に応じて紙面による実施にも対応すること。

(4) 業務スケジュール

・ 契約締結・ 打ち合わせ	5～6 月頃
・ チラシ作成	6～7 月頃
・ 参加者募集	7～8 月頃
・ プログラム実施	9～10 月頃
・ 追加プログラム実施	11 月～2 月頃
・ 追加プログラム成果発表会・ 報告書提出	3 月頃

(5) 業務体制

- 本業務の進行、全体の統括及び発注者との連絡調整を行う責任者を 1 名配置すること。
- プログラム当日の体制は「(2) プログラム実施」に記載のとおり。

第 7 履行結果の報告

- プログラム実施後、アンケート結果を取りまとめ報告書を作成し、発注者に提出すること。
- 報告書は、紙媒体 A4 で 2 部提出すること。
- アンケート結果は、excel 形式のデータで提出すること。
- 報告書には少なくとも以下の事項を記載すること。
 - ・ 開催概要、申込者数及び当日の参加者数
 - ・ 実施したプログラムの内容と参加者の様子
 - ・ アンケート結果の分析（プログラムを通して得られた効果について定性的、定量的に示すこと）

第 8 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者とで協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報は鍵付きの金庫に保管、送付先のダブルチェック、データのパスワード設定等の対策を図ること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。